

第 20 号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例(平成12年 3 月条例第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(減免の申請)</p> <p>第24条 前条に規定する減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。<u>ただし、前条第 3 号に掲げる事由に該当する場合であつて、かつ、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p>	<p>(減免の申請)</p> <p>第24条 前条に規定する減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p>

第4条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金

額が65万1,000円以上161万9,000円未
満である者に限る。)の令和8年度
における保険料率の算定についての
第8条第1項(第6号ア、第7号ア、
第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11
号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号
アに係る部分に限る。)の規定の適用
については、同項第6号ア中「地方税
法(昭和25年法律第226号)第292条第
1項第13号に規定する合計所得金額
(以下「合計所得金額」という。)(租
税特別措置法(昭和32年法律第26号)
第33条の4第1項若しくは第2項、
第34条第1項、第34条の2第1項、第
34条の3第1項、第35条第1項、第35
条の2第1項、第35条の3第1項又
は第36条の規定の適用がある場合に
は、当該合計所得金額から政令第22
条の2第2項に規定する特別控除額
を控除して得た額とする。以下この
項において同じ。)」とあるのは、「合
計所得金額(地方税法第292条第1項
第13号に規定する合計所得金額をい
い、当該合計所得金額に所得税法第
28条第1項に規定する給与所得が含
まれている場合には、当該給与所得
の金額については、同条第2項の規
定によって計算した金額に10万円を

加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22

条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第5条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村

民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所

得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金

額が161万9,000円以上190万円未
満であり、かつ、地方税法第295条
第3項に規定する政令で定める
基準に従い当該市町村の条例で
定める金額から同年の合計所得
金額を控除して得た額が、65万円
から、同年中の給与等の収入金額
から当該給与等の収入金額を別
表第5の給与等の金額として、別
表第5により当該金額に応じて
求めた別表第5の給与所得控除
後の給与等の金額を控除して得
た額を控除して得た額以下であ
る場合

2 第1号被保険者の令和8年度にお
ける保険料率の算定についての第8
条第1項の規定の適用については、
当該第1号被保険者が前項第1号に
掲げる者に該当し、かつ、同項第2号
又は第3号に掲げる者のいずれかに
該当するときは、当該第1号被保険
者は、同年度分の地方税法の規定に
よる市町村民税が課されている者と
みなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、介護保険料に係る保

険料率算定の特例等を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。